平成２３年（フ）第７７９号
京都市南区東九条松田町52番地
債務者　山中広子こと　河　　廣子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７９４号
京都府城陽市久世南垣内61番地の32
債務者　久岡智恵美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟208号室
債務者　武田　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番１―206号
債務者　松本　芳明
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５６号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号エメラルド尾浜南306号
債務者　仲村　和男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６５号
兵庫県芦屋市岩園町25番６号
債務者　和田　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２０号
兵庫県西宮市中須佐町５番２―201号、住民票上の住所兵庫県西宮市中須佐町５番２―301号
債務者　岡本　芳子（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２４号
兵庫県芦屋市高浜町４番１―824号
債務者　川南　夏樹
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３８号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目１番地の９　クリオコート浜田302
債務者　宮崎　愛次
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８２号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目28番31号キーウエスト221号
債務者　長濱江里香
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１７号
奈良市宝来２丁目21番３―102号、旧住所奈良県天理市平等坊町176番地１　ローレルコート天理前栽213号
債務者　東　　士（旧名司）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
奈良市学園朝日町３番９―210号
債務者　大岸　里美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７号
奈良県桜井市大字金屋254番地の１
債務者　渡慶次実花（旧姓黒土）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1070番地１　レオパレスアスカ204
債務者　大籔　啓之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
奈良県大和郡山市筒井町849番地19
債務者　伊藤　浩美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１１号
奈良市六条西４丁目１番29号
債務者　井上まりこ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
松江市福原町４番地１
債務者　稲熊　静香
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
島根県出雲市三津町116番地
債務者　笑味こと　福田　貴志
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所出雲支部